

訪問看護ステーション スマイル 運営規程

(業務の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人小渦会が開設する訪問看護ステーション スマイル（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が訪問看護の必要性を主治医に認められた要支援者及び要介護者（以下「利用者」という。）に対し、一人ひとりに合った適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

- 2 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等と綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーション スマイル
- 二 所在地 徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜 156-1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、その他の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問看護の提供に当たるものとする。
- 二 看護師 3名以上
看護師は、訪問看護等の提供に当たる。
- 三 作業療法士 1名以上
作業療法士は、訪問看護等の提供にあたる

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、営業時間内は電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- 一 病状の観察(体温、脈拍、血圧等の測定)
- 二 食事、入浴、清拭、排泄のお世話、移動の介助
- 三 療養生活についての相談・助言、家族に対する情報の提供等
- 四 服薬管理の援助
- 五 医師の指示に基づく医療処置
 - ①褥瘡の予防と処置
 - ②各種カテーテルの交換と維持管理
 - ③吸入、吸引の実施
 - ④在宅酸素の管理
- 六 認知症患者の看護
- 七 福祉制度の活用、手続きについての相談、助言
- 八 医療機関やサービス機関との調整

(訪問看護等の利用料その他必要な費用の額)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである場合は、その1割から3割の額とする。

- 2 前項に定める額のほか、訪問看護等の提供に要する交通費を利用者から受けることができるものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次に掲げる額を徴収する。
 - 一 通常の事業の実施地域を超えた起点から片道おおむね30Km未満 無料
 - 二 通常の事業の実施地域を超えた起点から片道おおむね30Km以上 300円
- 3 死後の処置は10,000円とする。
- 4 前項に定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島県徳島市、鳴門市、小松島市、板野郡及び香川県東かがわ市の区域とし、その他の区域については相談に応じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項の処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業所は、従事者の資質向上のため、次のとおり研修の機会を設けるとともに、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用時から1箇月以内
- 二 継続研修 年2回

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護しなければならない。

3 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保護すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人小渦会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年7月1日から施行する。